

新型コロナウイルス感染症に伴う施設等の対応について(Ver. 3)

厚岸町社会福祉センター（集会施設）では、新型コロナウイルス感染症が未だ感染の懸念が解消されない状況にあることから、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことを求められています。

つきましては、不特定多数の参加者が多く集うものや、3つの条件（換気が悪い場所・人が密集する・近距離での会話や発生）が重なる活動については、感染予防の観点から次の事項に留意してください。

【施設利用にあたっての条件および留意事項】

- 1 利用者（参加者）の人数は、使用する会議室等の収容人員の2分の1程度に抑え、席を設置する場合は間隔2m（最低1m）を目安に設けてください。

会議室の収容人員の目安

【1 A 会議室】 12名(通常 24名) 【1 B 会議室】 12名(通常 24名)
【和室】 10名(通常 20名) 【2 A 会議室】 12名(通常 30名)
【2 B 会議室】 30名(通常 60名) 【2 C 会議室】 12名(通常 24名)

※大ホール及びサロンの使用にあたっては、使用方法等を別途協議する必要があります。

- 2 主催者は、利用者（参加者）の健康状態を把握し、発熱や風邪などの症状がある方が利用しないように配慮してください。
- 3 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉などにより、定期的な換気を行ってください。
- 4 手洗いや手指消毒を徹底し、咳エチケットを守り、マスクの着用を促すなど各自感染予防に努めてください。
- 5 利用者（参加者）の氏名及び連絡先を把握し、万が一感染症が発生した場合に追跡できるようにしてください。

6 国における緊急事態宣言を受けて、令和3年6月1日(火)から6月20日(日)の期間の開館時間を短縮します。

開館時間 9時00分から19時30分まで

(厚岸町社会福祉センター 施設管理者)